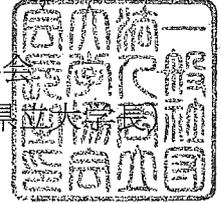




平成 26 年 8 月 19 日

文部科学大臣
下村 博文 様

一般社団法人 公立大学協会
会長 木苗 直秀 (静岡県立大学長)



公立大学振興のための環境整備に関する要望

公立大学は、我が国の高等教育の重要な一翼を担っており、現在 86 大学が「地域の知の拠点」として地域の要請に応じた教育、研究、社会貢献活動を推進するとともに、地域から世界に羽ばたく人材の育成を行っています。

これらの公立大学を設置する地方自治体（設置団体）では、この四半世紀に多くの大学を設置・改組し、さらに平成 16 年度以降、全体の 8 割の数の大学を法人化するなど、新しい理念のもとで公立大学の振興に努めて来たところです。

しかしながら、厳しさを増す地方財政等の影響により、公立大学及びその設置団体は大学運営のための財源の確保や事務人材の育成に関して、未だ多くの困難な課題を抱えています。

そのような中で、「地域の未来」を考える時に、地方の中核都市が人口流出に歯止めをかけ、地域の雇用を生み出し、地域崩壊を食い止める砦とするためには、公立大学の資源を地域の中で最大限に活用することが基本的条件です。そのためには、設置団体が公立大学に関して、周辺の情報を十分に提供し、連携して振興を図ることが必要不可欠です。公立大学（法人）を所管する文部科学省及び総務省においては相互の情報共有を密にしながら、公立大学振興のための環境整備を行うことが極めて重要になっています。

つきましては、公立大学の振興に関して、以下の要望についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

要望事項（文部科学大臣）

1 公立大学の設置団体に対する地方交付税措置等による環境整備

公立大学の設置団体が公立大学に措置する運営費の財源となる公立大学に係る地方交付税措置に関し、算入単価の大幅引き上げを行う等、公立大学の設置団体に対する財政支援の環境整備が確実に行われるよう、総務省等に働きかけを行うこと（全国公立大学設置団体協議会「平成 27 年度国家予算及び施策に関する要望書」（平成 26 年 8 月）をご参照ください）。

2 公立大学の授業料減免措置に関する環境整備

経済的に困窮状況にある公立大学生の就学機会を確保するため、授業料減免措置の費用について設置団体が財政措置を行うとともに、地方交付税措置が基準財政需要額算定において確実に行われるよう、総務省等、関係機関に働きかけを行うこと。

3 公立大学法人評価の実質化に関する環境整備

現在、設置団体は、公立大学法人評価の過程で公立大学（法人）の情報を集約し、大学の質の向上に取り組んでいます。しかし、評価実施業務の執行に多大な労力を投入しながらも、公立大学の振興に資する実質化された評価に至らない場面も多く、存在します。

このようなことから、公立大学法人や設置団体が行ってきた法人評価の作業を振り返り、法人評価制度を改善し実質化するための調査研究等に対して支援を行うなど環境整備を行うこと。

4 地域と公立大学の連携に関する環境整備

公立大学が地域で役割を果たしていくためには、設置団体や立地する自治体との緊密な連携が必要不可欠です。平成 25 年度、26 年度の「地（知）の拠点整備事業」に引き続き、地域と大学のより一層強力な連携に関する先進的な取り組みに対して支援を行う新たな事業を設けること。